



子育て高齢者三世代同居 リフォーム支援事業

①子育て支援型(一般型・多子世帯加算型)

1. 世帯要件(下記を全て満たすこと)
 - ・18歳未満の子どもがいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満
2. 対象工事 30万円以上の工事で
 - ・子ども部屋の増築
 - ・子どものための内装改修・間取り変更
 - ・育児のためのテレワーク用改修工事
 - ・育児のための対面キッチン工事 など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の20%
 - ・限度額 一般型 50万円
 - 多子世帯加算型 70万円

②高齢者バリアフリー型

1. 世帯要件(下記を全て満たすこと)
 - ・65歳以上の高齢者がいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満

※高齢者と高齢者以外からなる世帯の場合は、公的年金等を除く。
2. 対象工事 30万円以上の工事で
 - ・高齢者用の寝室等の増築
 - ・内装改修工事
 - ・バリアフリー改修工事 など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の20%(限度額30万円)

《申込期限》令和8年10月30日(金) ※上限件数に達し次第、終了

《申込要件》令和8年12月25日(金)までに工事を終了し、完了報告書等の必要書類を提出できる工事

③三世代同居支援型(一般型・多子世帯加算型)

1. 世帯要件
 - ・18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯(予定を含む)
2. 対象工事
 - ・三世代が同居するために行う工事(玄関、トイレ、浴室(脱衣室を含む)、キッチンのうち、1以上の部位を改修または増設する工事)など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の50%
 - ・限度額 一般型 75万円
 - 多子世帯加算型 95万円

補助の条件

○住宅要件

【子育て支援型・高齢者バリアフリー型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、耐震アドバイザー派遣制度を利用すること など

【三世代同居支援型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了までに耐震性を有するものとする など

※多子世帯加算型とは当該年度4月1日時点で3人以上の18歳未満の子どもがいる世帯(申請日時点で出産予定を含む)

※その他要件あり



【申込・問い合わせ(相談窓口)】

津久見市役所 まちづくり課 土地住まい整備班 ☎0972-82-9515